

常磐街マルシェ出店要項

2019年10月

常磐街マルシェの出店については下記の内容にて開催致します。出店に際しては下記をよくお読み頂き、規約に同意の上でご出店ください。

【開催概要】

[開催日時]

8月を除く、毎月第3日曜日。ただし、他イベント等との関係で変更となる場合があります。

12月～2月 11:00～16:00 (設営 10:00～)

3月・11月 11:00～17:00 (設営 10:00～)

4月～10月 12:00～18:00 (設営 11:00～)

※雨天決行(警報発令時等は除く)

※開催日時は変更となる場合があります。

[開催場所]

高松常磐町商店街のイベントスペース・空き店舗・アーケード下。(主催者が指定する場所。)

[主催]

高松常磐町商店街振興組合(運営:常磐街マルシェ実行委員会)

【出店条件】

下記のいずれかに該当する場合は出店できません。

- 家庭の不要品等を販売する場合。(※フリーマーケットではありません。)
- 製産・販売に際して許可・資格が必要なもので、その許可・資格を持っていない場合。(食品営業許可等)
- 主催者側で何らかの許可や専用の設備を用意しなければならない場合。(現場調理等)
- アルコール・酒類、生肉・生魚を販売(及び提供)する場合。(許可を得ていても不可)
- 動物等生き物を販売する場合。
- 著作権を侵害する恐れがある物を販売する場合。
- 販売に際して強い匂いや、大きな音が発する場合。
- 火器を使用する場合。
- 連鎖販売取引(マルチ商法等)、又はそれらと誤解される恐れがある場合。
- 政治活動、宗教活動を目的とする場合。
- 香川県暴力団排除推進条例に抵触する場合。
- その他、各法令・条例等に抵触する場合。

※上記に該当しない場合でも、商店街という特性上、主催者側の都合で出店をお断りさせて頂く場合があります。

※過去に無断で出店を取りやめがあった場合や、申込内容に偽りがあった場合には出店をお断りさせて頂きます。

【出店申込み】

高松常磐町商店街ホームページ内の常磐街マルシェ出店申込フォームに必要事項を記入してお申

し込みください。

<http://www.tokiwagai.net/marche/form.php>

[申込締切]

開催日の一週間前（7日前）まで。（定員になり次第締切）

開催日まで30日を切ったからのキャンセルはキャンセル料として出店料の半額を頂戴致します。

【出店料】

12月～2月 1,000円／1ブース

3月～11月 2,000円／1ブース

ただし、特別開催や他イベントとの共催等は出店料が異なる場合があります。

出店料は当日集金致します。

1ブースにつき、販売用のテーブル（アルミテーブル60cm×120cm）1台とイス1脚を無料で貸し出し致します。

※貸出テーブルは都合により木製マルシェ（80cm×150cm）となる場合があります。出店者による指定はできません。

【出店上の注意事項】

※開始時間より遅れての出店はできません。必ず設営時間までにお越しください。

※終了時間までは撤収できません。（商品完売時にご相談ください。）

※出店場所・ブースの位置は運営側で指定します。

※貸出テーブル・イスの設営・撤収は各自でお願いします。（運営スタッフが説明します。）

※釣り銭等は各自でご用意ください。

※商店街内は車両進入禁止です。

※ゴミ類は各自でお持ち帰りください。販売に際してゴミが発生する場合は必ず各自でゴミ箱をご用意ください。

※火器は使用できません。

※水道・ガスの設備はありません。

※電源についてはご相談ください。（出店できる場所に制約があります。また別途費用を頂きます。）

※出店・販売に許可・資格が必要な場合は、その許可・資格を確認できるものを常に携帯してください。

※商店街は公共的な空間です。通行者から見て衛生的で不快でない服装を心がけてください。（主催者側が風紀を乱す又は威圧感があると判断した場合、又は商店街・周辺店舗よりクレームがあった場合には出店をお断りする場合があります。）

※主催者及び運営側からの指示に従わなかったり、運営の妨げとなる行為があったりした場合には出店を取りやめて頂きます。（この場合でも出店料はお返ししません。）

※呼び込み・客引き行為はご遠慮ください。

※開催中の様子を写真や動画等で記録し、広報・広告等に活用させていただきます。その際、出店者や出店物等が撮影対象となる場合もありますが予めご了承ください。

【免責事項】

下記について主催者は一切責任を負いません。

- ◆盗難や出店物の破損。(自己で管理してください。)
- ◆各自のブース内で生じた事故、損害等。
- ◆搬入出に伴う事故。
- ◆出店物に対するクレームや、出店物に起因する事故。(出店者において適切に対処してください。)
- ◆商店街内での事故。(商店街は公道です。)
- ◆中止、中断による損害。

製造や販売に許可・資格が必要なものの例

製造や販売に事前に許可や資格を取得しなければならないものの例です。

なお、出店にあたっては、必要な資格・許可証等(コピーでも可) 毎回必ずご持参ください。

【食品】

食品の製造には保健所の食品営業許可が必要です。

ただし、食品営業許可をお持ちの場合での現場での調理・盛り付け等の行為はできません。(別途許可が必要です)

食品営業許可がなくても販売できる物

- 野菜や果物を作られている生産者が野菜や果物をそのまま販売する場合。
- 市販の製品を未開封のまま販売する場合。

食品営業許可があっても販売できない物

- アルコール・酒類、生肉・生魚等。
- 強い匂いを発する物。
- 現場で調理・盛り付け等を行う場合。

食品の製造・販売についての詳細は、高松市保健所の窓口にお問い合わせください。

【アンティークまたはヴィンテージなどの古物】

下記の物を販売する場合は公安委員会(警察署)の古物商許可書が必要です。

- ◎他人から、買い取った物品を営利目的に出品する場合。
- ◎他人から、委託を受けた物品を営利目的に出品する場合。

※上記は一例であり、上記に記載されていないものでも、法令において許可・資格等が必要なものがあります。

